

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章で定めた秋田沿岸の海岸保全の基本的方向（長期的在り方）に則り、以下の事項に十分配慮して、秋田沿岸の「防護」、「環境」、「利用」について調和のとれた海岸保全施設の整備計画を別紙図面集のように定めた。

（1）海岸保全施設を整備しようとする区域

広域的な視点から見た海岸の侵食の状況や背後地の土地利用状況、自然環境などを考慮して、一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を図8のように定めた。

（2）海岸保全施設の種類、規模、配置など

保全効果、利用、景観や周囲の自然環境などを考慮し、区域ごとに種類、規模、配置を決定した。

従来から継続して整備を行ってきた区域においては、現況の要請と課題を検討した上で従来の整備内容との調整を図り、新たに整備に着手する区域においては、地形の変化や土地利用状況などを考慮して、施設の概略を決定した。

（3）海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって地震・津波、高潮による災害や越波、侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などについて表2に整理した。



図 8 一連の海岸保全施設を整備しようとする区域

表 2 整備対象海岸整理表

| 区域 番号 | 所 管 | 配 置 | | | | 種 類 | 受益の地域 | | 図面 番号 (※2) |
|----------|---------------------|-----------------|--|-----------|------------------|-----------------|-------------|-------------------|------------------|
| | | 海 岸 名 | 区 域 | 規 模 | | | 地 域 | 状 況 | |
| | | | | 延長 (m) | 計画 天端高 (m) | | | | |
| 1 | 水産庁 | 岩館漁港海岸 | 山本郡八峰町八森物見19 ~ 山本郡八峰町八森岩館向台128 | 1,500 | T.P.+5.5 | 護岸 | 八峰町の一部 | 住宅地 | 1 |
| 2 | 水産庁 | 八森漁港海岸 | 山本郡八峰町八森長坂2-1 ~ 山本郡八峰町八森滝の間315 山本郡八峰町八森横間131 ~ 山本郡八峰町八森家の上257 | 2,700 | T.P.+5.5 | 護岸 | 八峰町の一部 | 住宅地 | 2 |
| 3 | 水管理・ 国土保全局 ※1 | 能代海岸 浅内地区 | 能代市浅内上西山37-5 ~ 能代市浅内砂山 | 2,900 | T.P.+6.0 | 護岸 | 能代市の一部 | 森林 | 5 |
| 4 | 水産庁 | 北浦漁港海岸 | 男鹿市北浦相川島田岱89 ~ 男鹿市北浦相川島田岱197-4 男鹿市北浦相川冷水21 ~ 男鹿市北浦相川冷水112 男鹿市北浦北浦北浦93-1 ~ 男鹿市北浦北浦北浦148-1 男鹿市北浦北浦北浦232 ~ 男鹿市北浦北浦山王林5-18 | 900 | T.P.+5.5 | 護岸 | 男鹿市の一部 | 住宅地 | 8 |
| 5 | 水産庁 | 畠漁港(本港)海岸 | 男鹿市北浦西黒沢戸沢74 ~ 男鹿市北浦入道崎丸山 男鹿市北浦入道崎家ノ上329-1 ~ 男鹿市北浦入道崎嶋山1 男鹿市北浦入道崎嶋山58-1 ~ 男鹿市北浦入道崎昆布浦2-13 | 600 | T.P.+5.5 | 護岸 | 男鹿市の一部 | 住宅地 | 9 |
| 6 | 水産庁 | 樺漁港海岸 | 男鹿市船川港小浜下台25 ~ 男鹿市船川港双六館山84 男鹿市船川港樺東46 ~ 男鹿市船川港台島浜平24 男鹿市船川港台島浜平31 ~ 男鹿市船川港台島浜平9 | 3,000 | T.P.+5.5 | 護岸 | 男鹿市の一部 | 住宅地 | 11 |
| 7 | 港湾局 | 船川港海岸 | 男鹿市船川港女川二ツ坂15-1 ~ 男鹿市船川港南平沢大畑台28-2 男鹿市船川港船川芦沢219 ~ 男鹿市船川港比羽立57 | 7,300 | T.P.+4.5 ~6.0 | 護岸、胸壁、 水門、陸閘 | 男鹿市の一部 | 住宅地、工業地、 商業地 | 12 |
| 8 | 水管理・ 国土保全局 ※1 | 一般公共海岸 | 男鹿市船越一向207-145 ~ 潟上市天王浜山 | 800 | T.P.+5.5 | 護岸 | 男鹿市及び潟上市の一部 | 住宅地、商業地、 農地、森林 | 13 |
| 9 | 水管理・ 国土保全局 | 天王海岸 | 潟上市天王下浜山53 ~ 潟上市天王中浜山3-31 | 900 | T.P.-2.0 | 人工リーフ | 潟上市の一部 | 住宅地、森林 | 14 |
| 10 | 水管理・ 国土保全局 ※1 | 秋田海岸 新屋・下浜地区 | 秋田市向浜1丁目12 ~ 秋田市新屋町砂奴寄4-53 | 200 | T.P.+2.5 | 離岸堤 | 秋田市の一部 | 森林 | 16 |
| 11 | 水管理・ 国土保全局 ※1 | 岩城海岸 | 由利本荘市岩城勝手中島16-68 ~ 由利本荘市岩城勝手中島16-1 | 450 | T.P.+5.3 | 護岸 | 由利本荘市の一部 | 森林 | 18 |
| 12 | 水管理・ 国土保全局 | 岩城海岸 | 由利本荘市岩城二古狐森180-3 ~ 由利本荘市岩城二古川尻224 | 300 | T.P.+2.0 | 離岸堤 | 由利本荘市の一部 | 住宅地 | 18 |
| 13 | 水管理・ 国土保全局 | 本荘海岸 | 由利本荘市神沢辰巳ノ沢2-7 ~ 由利本荘市芦川下毛山23-1 由利本荘市芦川下毛山65 ~ 由利本荘市芦川上山54-1 由利本荘市芦川上山78-1 ~ 由利本荘市芦川押木22 | 1,050 | T.P.-2.0 | 人工リーフ | 由利本荘市の一部 | 住宅地 | 19 |
| 14 | 水管理・ 国土保全局 | 本荘海岸 | 由利本荘市親川二ツ釜40-2 ~ 由利本荘市親川四ツ釜1-5 由利本荘市親川深沢87-1 ~ 由利本荘市親川濁川65-26 | 470 | T.P.+2.8 | 離岸堤 | 由利本荘市の一部 | 住宅地 | 19 |
| 15 | 港湾局 | 本荘港海岸 | 由利本荘市水林423 ~ 由利本荘市西目町海士剥海岸剥道下15 | 1,000 | T.P.+3.1 | 離岸堤 | 由利本荘市の一部 | 砂浜 | 20 |
| 16 | 水産庁 | 平沢漁港海岸 | にかほ市平沢新町116-7 ~ にかほ市平沢上町87-1 にかほ市平沢上町31-3 ~ にかほ市芹田高磯63 | 3,000 | T.P.+5.5 ~5.6 | 護岸、陸閘 | にかほ市の一部 | 住宅地、農地 | 22 |
| 17 | 水産庁 | 象潟漁港海岸 | にかほ市象潟町立石4-27 ~ にかほ市象潟町琴和喜33-6 にかほ市象潟町琴和喜17-1 ~ にかほ市象潟町一丁目塩越84-2 にかほ市象潟町一丁目塩越165 ~ にかほ市象潟町一丁目塩越90-12 にかほ市象潟町二丁目塩越192 ~ にかほ市象潟町入湖ノ洞57-2 にかほ市象潟町荒屋下9-1 ~ にかほ市象潟町関建石45-31 | 4,000 | T.P.+5.5 ~5.6 | 護岸、堤防 | にかほ市の一部 | 住宅地、商業地、 農地、森林 | 23 |

※1 所管欄の※1の施設(林野庁による整備)は、海岸保全施設に位置付けられていないが、浸水・侵食を防ぐ効果があるため記載する。

※2 各整備区域に対応した「海岸保全施設整備計画図」の図面番号を記載する。